

## ○（仮称）蕨市市民参画・協働を推進する条例（前文修正案）

## 前文案

古くから中山道の宿場町として栄えた歴史と文化を持つ私たちのまち蕨は、人と人とのふれあいにあふれた生活のまちです。そのふれあいのなかで、市民の郷土を愛する心は長年育まれ、成年式や機まつりといった全国に誇れる行事も生まれました。

こうした背景をもとに、みんなで力を合わせ互いに助け合うことや、伝統ある郷土の歴史を大切にすることなどを明らかにした市民憲章を、昭和44年に制定し、地域のコミュニティを中心とした、市民が主役のまちづくりを着実に進めてきました。

また、近年は、町会をはじめとした従来の地域のコミュニティはもとより、新たに、自主的なサークルやNPOなど、特定の分野や課題をテーマとして集ったコミュニティも生まれ、蕨のまちづくりの担い手として様々な活動が行われています。

こうしたなか、蕨のまちづくりの伝統を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思えるまちを築き上げるためには、すべての市民が、より一層まちを愛する気持ちを共有し、対等な立場からそれぞれの役割を担い、地域の課題の解決に取り組むことが大切です。

ここに、これまで私たちが育んできた、誰もがわがまちとして実感し誇りに思い、生きがいを感じ、安全で安心な、市民が主役の活力あるまちを創造していくため、この条例を制定します。

## 前文解説案

前文では、条例全体の趣旨や、条例制定にあたっての決意を表しています。

### ○蕨市の歴史的背景

第1段落、第2段落では、蕨市の歴史的背景に触れています。

私たちのまち蕨は、都心に近く利便性の高いまちであると同時に、古くから中山道の宿場町として栄え、機織のまちとして発展した豊かな歴史と文化が薫るまちです。昔から隣近所の交流が多く、各地域で市民活動が活発に行われ、人と人のつながりを通じて郷土を愛する心が生まれ、「自分たちのまちは自分たちで作り上げよう」という気持ちでまちづくりが進められてきました。

昭和44年には蕨市民憲章を制定し、その後、昭和49年には市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、「市民憲章の精神にのっとり、コミュニティの醸成とその活動の促進に努める」ことを市民の責務とした「蕨市コミュニティづくり推進条例」を制定しました。また、昭和63年には、長年育まれてきたコミュニティを土台とし、まちづくりへの市民参加の仕組みを取り入れた「蕨市まちづくり条例」を制定するなど、これまで、市民が主役のまちづくりを全国に先駆けて進めてきました。

### ○蕨市のコミュニティの変化

第3段落では、蕨市のコミュニティの変化に触れています。

近年は、少子高齢化、経済・雇用情勢の低迷、地方分権の進展など、社会・経済情勢がめまぐるしく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの変化など市民ニーズも多様化しています。

平成23年3月11日の東日本大震災以降、地域の「絆」の大切さが再認識されてきていますが、まちづくりの担い手として中心的な役割を果たしている町会をはじめとした地域コミュニティにおいては、参加者の固定化、高齢化が進み、また、市民の中には地域の一員という意識が薄れてきている傾向もあります

一方、新たに、自主的なサークルやNPOなどの特定の分野や課題に特化した活動を目的としたテーマコミュニティもさまざま生まれ、蕨のまちづくりの担い手としての活動を行っています。

このように蕨のコミュニティの様子も徐々に変わってきています。

## ○市民参画・協働の必要性

第4段落では、市民参画・協働の必要性について触れています。

私たちの先輩たちが築き上げてきたまちづくりの伝統と歴史を引き継ぎ、将来にわたって誇りに思える蕨をつくりあげていくためには、これまで以上に、世代や性別を超えてまちづくりに取り組み、蕨を愛する気持ちを共有し、みんながお互いの役割を認め合い、地域の課題に協働で取り組むための仕組みをつくる必要があります。

そのためには、市民と市が情報を共有するとともに、広く開かれた分かり易い市政への参画の機会や手続きを整えていかなければなりません。また、地域のコミュニティや、様々なテーマごとのコミュニティと市とが対等なパートナーとして協働するための仕組みが必要となります。

## ○条例を制定する決意

第5段落では、条例を制定する決意を表明しています。

これまで私たちが育んできた「市民参画・協働のまちづくり」を制度化することにより、蕨の誇る、市民と市が協働で地域の課題を解決する力「地域力」を結集して、誰もがわがまちとして実感し誇りに思い、そして、生きがいを感じ、安全で安心な住み良いまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。